

千葉地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税の更正及び加算税賦課決定処分等取消請求事件

国側当事者・国(千葉西税務署長)

平成21年11月24日却下・棄却・控訴

判 決

原告	甲
被告	国
同代表者法務大臣	千葉 景子
同指定代理人	堀田 秀一
同	雨宮 恒夫
同	山崎 弘子
同	渡邊 文彦
同	若原 浩司
同	佐々木 幸男
同	畑山 直樹
同	河野 博己
処分行政庁	千葉西税務署長

主 文

- 1 本件訴えのうち、処分行政庁が原告に対し、平成19年1月31日付けでした、原告の平成17年分所得税確定申告に対する更正処分のうち、還付金の額に相当する税額が70万4028円を下回らない部分の取消しを求める部分を却下する。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 処分行政庁が、平成19年1月31日付けでした原告の平成17年分所得税確定申告に対する更正処分を取り消す。
- 2 処分行政庁が、平成19年1月31日付けでした原告に対する過少申告加算税の賦課決定を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、原告が、退職後に年金の支給を受けていた年金基金が厚生年金基金制度から確定給付企業年金制度に移行するに際し、移行後の企業年金基金からの年金支給を望まず、代わりに同基金から一時金を受領し、これを受領時の平成17年度の一時所得として申告したところ、処分行政庁から、当該一時金は、退職時の平成10年のみなし退職所得等であるとして、当該一時金に係る源泉徴収額を平成17年度確定申告に計上することを否定され、同確定申告の更正決定がされるととも

に、過少申告加算税の賦課決定がされたことから、上記各決定の取消しを求める事案である。

1 関係法令等

(1) 所得税法

30条

1項 退職所得とは、退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与（以下この条において「退職手当等」という。）に係る所得をいう。

31条

次に掲げる一時金は、この法律の規定の適用については、前条第1項に規定する退職手当等とみなす。

3号 確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける一時金で同法第25条第1項（加入者）に規定する加入者の退職により支払われるもの（同法第3条第1項（確定給付企業年金の実施）に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて拠出された掛金のうちに当該加入者の負担した金額がある場合には、その一時金の額からその負担した金額を控除した金額に相当する部分に限る。）その他これに類する一時金として政令で定めるもの

(2) 所得税法施行令

77条

居住者が一の勤務先を退職することにより二以上の法（所得税法）第30条第1項（退職所得）に規定する退職手当等の支払を受ける権利を有することとなる場合には、その者の支払を受ける当該退職手当等については、これらのうち最初に支払を受けるべきものの支払を受けるべき日の属する年における収入金額として同条の規定を適用する。

(3) 確定給付企業年金法

112条（厚生年金基金から基金への移行）

1項 厚生年金基金は、第3条第1項第2号の規定にかかわらず、厚生労働大臣の認可を受けて、基金となることができる。

3項 基金は、厚生年金基金が第1項の認可を受けた時に成立する。

4項 厚生年金基金は、第1項の認可の時に消滅し、その権利義務（厚生年金代行給付（消滅した日までに支給すべきであった給付を除く。）の支給に関する権利義務を除き、次条第一項の規定により同項に規定する責任準備金に相当する額を政府に納付する義務を含む。）は、その時に消滅した基金が承継する。

(4) A企業年金基金規約

附則2条（加入者及び加入者期間に関する経過措置）

2項 施行日の前日において、A厚生年金基金の加入員であって、施行日において、第39条に定める加入者の資格を有しない者は、同日に基金の加入者の資格を喪失するものとする。

附則6条（厚生年金基金からの移行）

1項 基金は、法（確定給付企業年金法〔平成13年法律第50号〕）第112条第4項の規定に基づき、同項の規定により消滅した旧基金に係る権利義務を承継するものとする。

2項 施行日の前日において、旧基金の受給権を取得している者（以下「承継受給者」という。）及び受給待機脱退者（以下「承継受給待機者」という。）は、支給に関する権利義務が承継された給付について、基金における受給権者とする。

附則9条（旧基金の受給者に関する経過措置）

1項 基金は、附則第6条の規定に基づき、旧基金の権利義務を承継した場合において、承継受給者の給付については、当該権利義務を承継したときに一時金を支給することを申し出た場合にあつては、当該権利義務を承継した給付のうち、基本部分に係る年金給付に代えて一時金を支給する。

2 前提事実（証拠等の記載のない部分は当事者間に争いがなく、明らかに争わない事実又は当裁判所に顕著な事実である。以下「本件前提事実」という。）

(1) 厚生年金基金制度及び確定給付企業年金制度の概要

ア 厚生年金基金制度について

厚生年金保険法第9章（106条から188条まで）に定める厚生年金基金制度は、国の年金事務を代行し、独自に上積みした老後の所得保障を行うことを目的とするものであり、具体的には、企業が厚生年金基金という母体企業とは別個の法人を設立してこれに掛金を拠出し、厚生年金基金においてこれを年金原資として運用しつつ、母体企業の退職者に対しては年金を支給するなど、いわゆる企業年金の役割を果たすものである。

そして、厚生年金基金が支給する年金給付には、国の老齢厚生年金制度の代行部分で、原則として老齢厚生年金と同じ設計が要求される「基本年金」と、企業の退職金制度としての役割を果たす部分で、一定の要件に従う限り、独自の設計が可能な「加算年金」とがあり、前者の基本年金については、国の老齢厚生年金を上回る水準の給付が要求される（厚生年金保険法132条2項。以下、基本年金のうち、国の老齢厚生年金の代行部分を単に「代行部分」、これを上回る部分を「プラスアルファ部分」という。）。

厚生年金基金の加入者は、当該年金の設立事業所に使用される被保険者であり（厚生年金保険法122条）、厚生年金基金は、加入員又は加入員であった者の老齢に関し、年金給付を行う（厚生年金保険法130条1項）。

厚生年金基金が支給する年金たる給付及び一時金たる給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、厚生年金基金が裁定する（厚生年金保険法134条）。

イ 確定給付企業年金制度について

平成14年に施行された確定給付企業年金法により開始された確定給付企業年金制度は、厚生年金とは切り離された独自の企業年金制度として、規約型企業年金（事業主が、労使で合意した規約に基づき信託会社、生命保険会社等と年金資金を積み立てる契約を締結して、年金資金を管理・運営し、年金給付を行う企業年金）と基金型企業年金（母体企業とは別の法人格を持った基金を設立した上で、基金において年金資金を管理・運用し、年金給付を行う企業年金〔厚生年金の代行は行わない〕）の2つの実施形態を有するものである。そして、確定給付企業年金法には、確定給付企業年金間、厚生年金基金、企業型の確定拠出年金との給付義務の承継及び資産の移換の方法等が定められている。

確定給付年金の加入者は、確定企業年金が実施される厚生年金保険の適用事務所に使用される厚生年金保険の被保険者等であり、事業主あるいは基金は、老齢給付金及び脱退一時金の給付を行うものとされている。

(乙1の1)

(2) 厚生年金基金から確定給付年金基金への移行

厚生年金基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、企業年金基金となることができる（確定給

付企業年金法112条1項)。そして、企業年金基金は、厚生労働大臣の認可を受けた際に成立し(同条3項)、厚生年金基金は、その認可の時に消滅し、その権利義務は、その時において成立した企業年金基金が承継する(ただし、厚生年金代行給付の支給に関する権利義務を除く。同条4項。)

(3) 本件訴訟に至るまでの経緯について

ア 原告が加入していたA厚生年金基金(以下「旧基金」という。)は、昭和43年1月1日に設立された厚生年金基金であった。

(乙5、弁論の全趣旨)

イ 原告は、旧基金設立時から旧基金の加入員の資格を有していたところ、平成10年6月13日に当時勤務していた旧基金の設立事業所である会社を退職し、同日、旧基金の加入員の資格を喪失した。そして、同月26日に旧基金から退職年金支給の裁定を受け、同年7月以降、旧基金から基本年金を受給していた。また、同年中に、同会社から3580万円の退職一時金の支給を受けた。

(甲7、乙5、6)

ウ 旧基金は平成17年1月1日に厚生労働大臣の認可を受け、A企業年金基金(以下「新基金」という。)に移行し、それと同時に旧基金は消滅した。

(乙7、弁論の全趣旨)

エ 新基金規約において、新基金は、旧基金の権利義務を承継すること(附則6条1項)、施行日の前日において、旧基金の受給権を取得している者(以下「承継受給者」という。)を新基金における受給権者とする(同条2項)が定められている。そして、承継受給者の給付については、旧基金の権利義務を承継したときに一時金を支給することを申し出た場合にあつては、基本部分に係る年金給付に代えて、一時金を支給する旨定められている(附則9条1項)。

(乙7)

オ 旧基金は、原告を含む旧基金の年金受給者に対し、平成16年12月28日付けで新基金において従来の終身年金に代えて一時金での支払を受けることの希望調査を行ったところ、原告は、旧基金消滅後の平成17年1月13日に、新基金に対し、従来の終身年金に代えて、一時金での支給を受けることを希望する旨の通知をして、その旨の意思表示をした。

(甲4、乙4、8)

カ 新基金は、上記オ記載の原告からの希望を受けて、一時金給付を決定し、同年3月25日、新基金の業務受託者であるB銀行株式会社は、同一時金を平成10年分の所得として取扱い、支給額431万0800円から所得税57万6500円を源泉徴収し、市町村民税23万2700円及び道府県民税5万8100円を特別徴収し、その残額である344万3500円を原告の銀行口座に送金した(以下、この一時金を「本件一時金」という。)

(甲1)

キ 原告は、平成18年3月13日、処分行政庁に対し、平成17年分の所得税の確定申告(以下「本件確定申告」という。)をするに際し、本件一時金を平成17年の収入として計上し、還付金の額に相当する税額を70万4028円として申告したところ、処分行政庁は、平成19年1月31日付けで、本件一時金を平成17年の一時所得から控除し、納付すべき税額を1万0700円とする更正処分(以下「本件更正処分」という。)をするとともに、8万

1500円の過少申告加算税を賦課する旨の決定（以下「本件加算税賦課決定処分」といい、本件更正処分とあわせて「本件各処分」という。）をした。

（甲8、9）

3 争点

- (1) 本件訴えの一部についての適法性
- (2) 本件一時金はみなし退職所得等に該当するか。
- (3) 本件一時金の収入計上の時期（平成10年とすべきか平成17年とすべきか）。

4 当事者の主張

- (1) 争点(1)（訴えの一部についての適法性）について

（被告の主張）

還付金の額に相当する税額70万4028円を超えない部分の取消しを求めることは、原告が本件確定申告書に記載した還付金額について、自らそれを減少させようとするものであり、還付を求める金額を減少させることに他ならないから、訴えの利益を欠き、不適法である。

（原告の主張）

被告の主張は争う。

- (2) 争点(2)（本件一時金がみなし退職所得等に該当するか）について

（被告の主張）

本件一時金は、確定給付企業年金法の規定に基づいて支給されたものであり、新基金の加入者である原告の退職により支払われるものであるから、所得税法31条3号のみなし退職所得等に該当する。

（原告の主張）

原告は、新基金の加入者ではなく、所得税法31条3号の「加入者の退職」という要件を満たさず、本件一時金は、同所得税法31条3号の一時金には該当しないから、みなし退職所得等に該当しない。

- (3) 争点(3)（本件一時金の収入計上の時期）について

（被告の主張）

本件一時金は、被告が勤務していた会社を退職したことを原因として支給されるものであり、かつ、原告は、同会社の退職に際し、平成10年に退職手当を受給しているから、所得税法施行令77条により、本件一時金の収入の時期は、最初に退職手当を受給した平成10年である。

（原告の主張）

本件の一時金には、所得税法施行令77条の適用はなく、実際に受給した平成17年を収入時期とすべきである。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)（本件訴えの一部の適法性）について

- (1) 増額更正処分は、申告にかかる脱漏部分を追加確認する処分ではなく、白紙に戻して改めて全体としての課税標準・税額を確認する処分であり、従前の申告は、増額更正処分により、これに吸収されて一体となり、その外形が消滅するのであるから、原告の納税義務は、現時点では、本件更正処分どおりの内容となっている。

ところで、被告は、本件更正処分中、還付金の額に相当する税額70万4028円を超えない部分の取消しを求めることは、原告が本件確定申告書に記載した還付金額について、自らこ

れを減少させることになるとの前提で、訴えの利益を欠くと主張するが、本件更正処分においては、還付金はなく、むしろ納付すべき税額があるとの認定をしているものであるから、被告が掲記する部分について取消しを求めることは、逆に、本件更正処分によって存在を否定された原告の申告に係る還付金の額に相当する税額を復活させることになるから、原告には、これを求める訴えの利益があると考えられる。したがって、被告の上記主張は採用することができない。

(2) 原告は、本件訴えにおいて、更正後の納付すべき税額1万0700円が過大であり、また、原告が申告していたとおり、還付金の額に相当する税額70万4028円が存在するとの結論を求めて、本件更正処分の取消しを求めていると解される。そうすると、原告としては、本来、本件更正処分のうち、納付すべき税額が0円以上1万0700円以下存在するとの部分及び還付金の額に相当する税額が70万4027円以下しか存在しないとの部分（すなわち、還付金の額に相当する税額が70万4028円を下回る部分）の取消しを求めるべきところ、原告の本件訴訟における請求の趣旨では、更正処分のうち一定の範囲を限定するなどの特定をしていないので、還付金の額に相当する税額が70万4028円以上存在するとの部分までを含めて、更正処分のすべての取消しを求めるものとなっている。

しかしながら、原告は、その確定申告において、還付金の額に相当する税額を70万4028円としていたのであるから、還付金の額に相当する税額がこれを超えて存在することを主張するためには、本来、国税通則法23条所定の期間内に更正の請求をすることが必要であり、当該請求の経路を經由することなしに、更正処分について、還付金の額に相当する税額が70万4028円を超えて存在するとの部分の取消しを求めることで、同様の結果を生じさせることを認めるのは相当ではないから、本件訴えのうち、還付金の額に相当する税額が70万4028円を超える部分の取消しを求める部分は、不適法であると解される。

また、本件更正処分のうち、還付金の額に相当する税額が70万4028円と同額となる部分の取消しを求めることについては、これを取り消したとしても、申告に係る税額と取消後の税額が変動することにはならないから、原告には、その取消しを求める利益が存在しないといわざるを得ない。したがって、本件訴えのうち、当該部分の取消しを求めることについては、訴えの利益がないことになる。

以上からすれば、本件訴えのうち、①還付金の額に相当する税額が70万4028円を超える部分及び②還付金の額に相当する税額が70万4028円となる部分（両者を合わせると、「還付金の額に相当する税額が70万4028円を下回らない部分」と総称できることになる。）の取消しを求める部分は、不適法であり、却下を免れない。

2 争点(2) (本件一時金がみなし退職所得等に含まれるか) について

(1) ア 本件前提事実によれば、新基金は、確定給付企業年金法上の企業年金基金であり、本件一時金は、新基金規約附則9条1項に基づいて支給されたものであるから、本件一時金は、所得税法31条3号の「確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける一時金」に該当する。

イ 次に、原告が旧基金から受給していた年金は、原告が、旧基金の設立事業所である会社を退職したことにより支払われていたものであり、同会社を退職したことによりその受給権が確定したものである。そして、旧基金が新基金に移行したことに伴い、旧基金は消滅し、旧基金の権利義務は、原則として新基金が承継し、旧基金の代行部分以外の年金（プラスア

ルファ部分)は、新基金により給付されることになり、本件一時金は、その将来の年金給付の総額に代わるものであるから、結局、本件一時金は、原告の退職を原因として、その受給権が確定したものと評価される。

この点、原告は、旧基金の加入員であったものの、新基金に移行の前日までは、既に退職により新基金の加入者とはなっておらず(新基金規約附則2条2項によれば施行日の前日に旧基金の加入員であった者で新基金の加入者の資格を有しない者は、一旦は新基金の加入者の資格を取得することを前提として新基金の加入者資格を喪失する旨を定めているが、原告は、旧基金の加入員ではなかったのであるから、新基金規約附則2条2項の適用はない。また、原告は、新基金規約39条に定める加入者の要件も満たしていない。)、所得税法31条3号の「加入者の退職により」との要件を満たさないようにも思われる。

しかしながら、所得税法31条3号において、加入者の退職が要件とされたのは、企業年金制度からの一時金については、基金の解散や適格退職年金契約の解除等により、退職の事実がなく、依然として勤務を継続しているにもかかわらず、残余金が分配されることがあり、このような場合にまで担税力の弱さを勘案した退職所得扱いとすることは適当でないためであると解されるのであるから、ここで重要なのは「受給権者の受ける一時金が同人の退職に起因するものであるか否か」であり、形式的に給付主体である新基金の「加入者」に当たるか否かが重要なのではないものと解するのが相当である。

これを本件についてみると、前記のとおり、本件一時金は、旧基金の権利義務を承継した新基金において、旧基金の加入員であった原告の退職を原因としてその受給権が確定したものと評価されるのであるから、形式的に「加入者」に当たらないことを理由に、所得税法31条3号の適用が排除されるものと解することはできない。

よって、本件一時金は、新基金の「加入者の退職により」支払われるものとの要件も満たすものと認められる。

ウ 以上からすれば、本件一時金は、所得税法31条3号の一時金に該当するのであるから、同条柱書により所得税法30条1項に規定する退職手当等とみなされることとなる。

(2) これに対し、原告は、平成17年1月1日から施行された新基金の規約によれば、確かに旧基金の受給権者は新基金の受給権者となることが規定されているが、他方、同規約附則9条1項は、旧基金から新基金への移行に際し、承継受給権者に対して、一時金を受給の上、新基金脱退の選択も認めていることを前提に、前記第2の2(3)オ記載の旧基金の希望調査は、新基金への参加・不参加の是非を問うものであって、原告は、一時金の支給を希望して新基金への不参加の意思表示をし、そして、正式な意思表示のない留保期間(規約発効後、新基金への不参加の意思表示があるまでの期間)は、形式上新基金の資格者であっても実質上は旧基金の資格者であると認定されるから、原告は、新基金の受給権者ではない旨主張する。

しかしながら、本件において、形式的に給付主体である新基金の「加入者」に該当するか否かが重要なのではないことは前記のとおりである。また、新基金規約附則9条1項は、その文言上、承継受給者の給付については、一時金を支給することを申し出た場合にあっては、基本部分に係る年金給付に代えて一時金を支給する旨定めたものに過ぎず、原告が主張するように、新基金への参加・不参加を問い、脱退を認めるものと解する余地はない。さらに、旧基金が発出した文書(甲4、乙4)においても脱退についての記載はなく、原告が新基金に対して発送した一時金での給付を希望する旨の書面(乙8)にも、原告が主張するような不参加の意思を

表示する文言は記載されていない。加えて、実質的にも、前記のとおり、旧基金は、新基金の認可の際に消滅し、旧基金の権利義務は新基金に承継されるのであるから、旧基金消滅後は、旧基金における地位は全て新基金に引き継がれ、旧基金における地位が残るものと解する余地はない。

したがって、原告の主張は採用できない。

3 争点(3) (本件一時金の収入計上の時期) について

- (1) 本件一時金は、前記2で検討したとおり、退職手当等とみなす一時金に該当することが認められる。また、本件一時金は、原告が旧基金の設立事業所である会社を退職したことにより支給される年金に代わるものであることも、前記のとおりである。そして、原告は、前記第2の2(3)イ記載のとおり、平成10年6月13日に同会社を退職し、同年中に、同会社から3580万円の退職一時金の支給を受けているのであるから、一の勤務先を退職することにより二の退職所得等の支払を受ける権利を有することになる場合に該当すると認められる。そうすると、本件一時金は、所得税法施行令77条により、最初に支払を受けるべきものの支払を受けるべき日の属する年、すなわち、平成10年における収入金額とすべきことは明らかである。
- (2) これに対し、原告は、所得税法施行令77条は、「『異なった年分に』支払を受ける」などとはされていないから、受給権利の取得日が違うものはその適用対象とはならない、また、原告の退職日である平成10年6月13日時点では、旧基金の規約には一切の一時金規定はなく、原告の一時金の受給権利が確定したのは、平成17年1月13日であるから、同施行令77条は適用されない旨主張する。

しかしながら、同条の趣旨は、一の退職について、二以上の退職手当等を受ける場合には、そのいずれもが同1年中に支払われる場合には、その収入金の合計額がその年中の収入金額となるから、同額の退職金を一度に支給される場合と比べて、年税としての所得税の負担に差異は生じないが、仮にそれらの支給が年をまたがり、各年分ごとに退職所得の金額が計算される場合には、退職所得控除が重ねて適用されるなど、税負担の均衡が保てない結果となることから、その均衡を保つところにあると解される。

そうすると、同条は、異なった年に退職手当等を受給する場合の規定であるとともに、後に受給された退職手当等は、最初に退職手当等を受給した日の属する年分における収入金額と解するほかない。

また、上記の税負担の均衡を保つという同条の趣旨からすれば、本件一時金が、旧基金の設立事業所である会社を退職したことにより支給される一時金である以上、旧基金の規約には一切の一時金規定がなかったとしても、同条の適用を排除しなければならないとは解されない。

したがって、原告の主張はいずれも採用できない。

4 本件各処分 of 適法性について

以上によれば、本件一時金は、みなし退職所得等に該当し、平成10年における収入金額とすべきであり、これを前提にした原告の平成17年分の所得税額等は、別紙1のとおりであると認められ(甲8、弁論の全趣旨)、これによれば、同年分の所得税のかかる納付すべき税額は1万0700円となり、本件更正処分に係る納付すべき税額と同額である(本件前提事実)。したがって、本件更正処分は適法である。また、本件更正処分を前提とした原告の平成17年分の過少申告加算税は、別紙2のとおり、8万1500円となり、これと同額である(本件前提事実) 本件賦課決定処分も適法である。

したがって、処分行政庁が行った本件各処分は適法であり、原告の請求には理由がない。

第4 結論

よって、本件訴えのうち、還付金の額に相当する税額が70万4028円を下回らない部分の取消しを求める部分は却下し、その余の原告の請求をいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

千葉地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 堀内 明

裁判官 花村 良一

裁判官 井草 健太

別紙1

1 総所得金額 192万5513円

上記金額は、原告が平成17年分確定申告書に記載した雑所得の金額と同額である。なお、原告は、本件一時金が一時所得に該当するとして190万5400円を一時所得として記載しているが、本文で記載したとおり、本件一時金は、平成10年分のみなし退職所得等に該当するため、平成17年分の一時所得には該当せず、一時所得の金額は0円となる。

2 株式等に係る譲渡所得等の金額 32万6539円

上記金額は、原告が平成17年分確定申告書に記載した株式等に係る譲渡所得等の金額と同額である。

3 所得控除額の合計 96万3850円

上記金額は、原告が平成17年分確定申告書に記載した社会保険料控除の額20万0850円、損害保険料控除の額3000円、配偶者控除の額38万円及び基礎控除の額38万円の合計額と同額である。

4 課税総所得金額 96万1000円

上記金額は、前記1から前記3を控除した後の金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。なお、2の金額については、前年からの繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額を控除した結果、賦課される株式等に係る譲渡所得等の金額は0円となる。

5 納付すべき税額 1万0700円

上記金額は、次の(1)から(2)及び(3)の金額を差し引いた後の金額（ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

(1) 課税総所得金額に対する税額 9万6100円

前記4の課税総所得金額96万1000円に平成18年法律第10号による改正前の所得税法89条1項の税率である1割を乗じて算出した金額である。

(2) 定率減税額 1万9220円

上記金額は、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号。ただし、平成17年法律第21号による改正前のもの。）6条2項の規定により計算した定率減税額である。

(3) 源泉徴収税額 6万6088円

上記金額は、原告が平成17年分確定申告書に雑所得（社会保険庁からの老齢基礎厚生年金）に係る源泉徴収税額として記載した金額と同額である。

別紙2

1 原告が新たに納付すべきこととなった税額 71万円

上記金額は、本件更正処分前には0円であった納付すべき税額及び70万4028円であった還付金の額に相当する税額が、同処分により、前者につき1万0700円、後者につき0円とされたことによるものである。

2 過少申告加算税の額 8万1500円

上記金額は、次の(1)及び(2)の金額を合計したものである。

(1) 国税通則法65条1項（平成18年法律第14号による改正前のもの）の規定による金額
7万1000円

上記金額は、前記1の金額に100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

(2) 同法65条2項（平成18年法律第14号による改正前のもの）の規定により加算すべき金額
1万0500円

上記金額は、原告が平成17年分確定申告書に記載した源泉徴収税額から還付金の額に相当する税額を控除した金額（期限内申告税額）22万9360円と50万円とのいずれか多い金額である50万円を超える部分に相当する税額である21万円（ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に100分の5の割合を乗じて算出した金額である。